

広島市立図書館協議会に関する関係法令（抜粋）

○図書館法（昭和25年法律第118号）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）

第3章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

○広島市立図書館協議会条例（昭和50年条例第103号）

（設置）

第1条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、広島市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任規定）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

○広島市立図書館協議会規則（昭和50年教育委員会規則第13号）

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市立図書館協議会条例第4条の規定に基づき、広島市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

（委員長及び副委員長）

第2条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選とし、その任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第3条 協議会の会議は、必要の都度委員長が招集し、議長となる。

（議事）

第4条 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任規定）

第6条 この規則に定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。